

平成22年度当初予算

**一般会計・特別会計・公営企業会計
総額504億9,181万4千円**
(対前年度比1.2%減)

一般会計予算額は、288億円で、前年度予算と比べ、4億3千万円(1.5%)の増加となっています。

一般会計に10の特別会計と2の公営企業会計を加えた予算総額は、前年度予算と比べ、6億1,964万3千円(1.2%)の減少となりました。

問い合わせ 財政課 ☎(50)1207



国体の開催

公園の拡張と改修

香取ブランドを確立

学校給食センターの統合

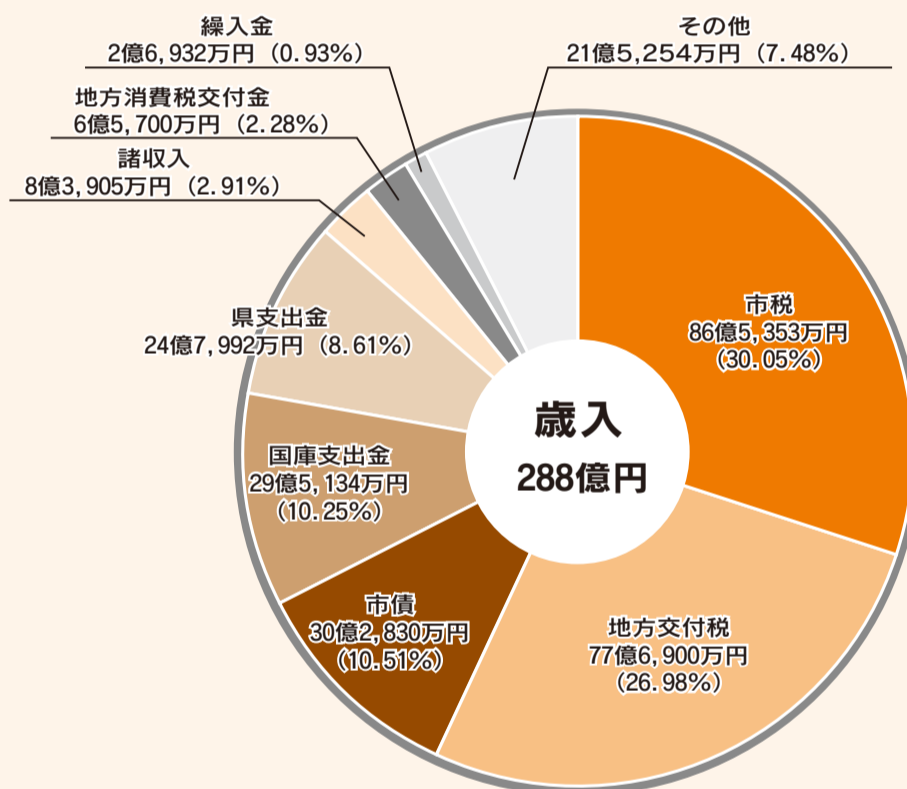
佐原駅舎など周辺整備

平成22年度予算の概要

平成22年度予算編成では、合併5年目という節目の年であることを踏まえ、総合計画と集中改革プランの実現に向け、均衡ある発展と市民交流拠点づくりを具体化するなど、地域振興策を広く展開することを目指しています。

また、引き続き人件費の縮減をはじめ、合併特例債などを有効に活用し、積極的かつ計画的な予算内容となっています。

一般会計の歳入と歳出



市民1人あたりに使われる市のお金 33万9千円

市の一般会計予算の288億円を、市民1人あたりに使うお金に換算すると、約33万9千円となります。

市民1人あたりが負担する税金 10万2千円

市税は、市民税・固定資産税など合計86億5,353万1千円で、市民1人あたり、約10万2千円になります。なお、市が皆さんのために使うお金との差額は、国や県からの補助金や借入金(市債)などの財源でまかなわれます。

※平成22年4月1日現在の人口85,069人を基に算出

■予算規模

区分	当初予算額	対前年度増減額	増減率
一般会計	288億円	4億3,000万円	1.5%
特別会計	180億663万円	△5億4,511万円	△2.9%
公営企業会計	36億8,519万円	△5億453万円	△12.0%
合計	504億9,181万円	△6億1,964万円	△1.2%

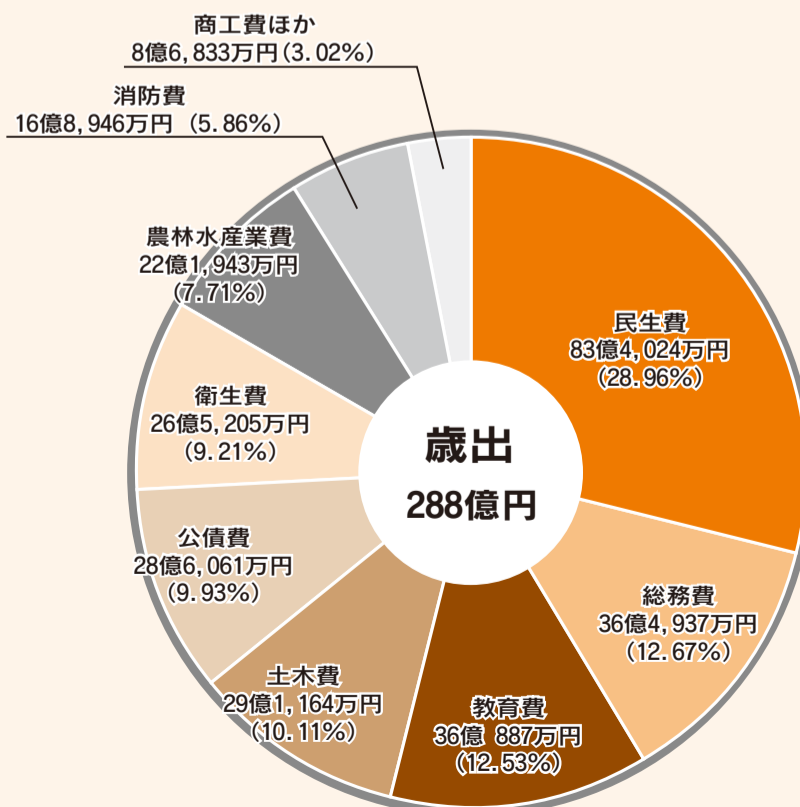
■特別会計

区分	当初予算額	対前年度増減額	増減率
国民健康保険事業	102億4,300万円	4,300万円	0.4%
老人保健事業	200万円	△1,200万円	△85.7%
介護保険事業	44億6,300万円	2億7,300万円	6.5%
居宅介護サービス事業	1億300万円	△400万円	△3.7%
農業集落排水事業	1億7,400万円	△3,300万円	△15.9%
観光事業	8,550万円	200万円	2.4%
下水道事業	21億3,400万円	△8億9,900万円	△29.6%
土地取得事業	13万円	△11万円	△47.5%
火葬場事業	9,700万円	100万円	1.0%
後期高齢者医療事業	7億500万円	8,400万円	13.5%
合計	180億663万円	△5億4,511万円	△2.9%

■公営企業会計

区分	当初予算額	対前年度増減額	増減率	
水道事業会計	収入	27億3,955万円	△5億1,733万円	△15.9%
	支出	34億9,601万円	△5億556万円	△12.6%
簡易水道事業会計	収入	1億4,771万円	366万円	2.5%
	支出	1億8,918万円	103万円	0.5%

※会計ごとに1万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります



主な重点施策事業

産業・経済の振興

- 米政策改革事業…………… 3,635万円
主食用米の需給調整に取り組む生産者に助成を行い、米政策改革事業を推進
- 香取ブランド確立事業…………… 1億8,375万円
かんしょのブランド化を確立するため、キュアリング・冷房装置を備えた貯蔵施設の整備を支援
- 集落営農の推進…………… 1,200万円
- 農産物の販路拡大…………… 860万円
- 都市農村交流促進施設整備事業…………… 1億1,503万円
都市と農村の交流を促進するため施設の整備を実施
- 畜産生産基盤育成強化事業…………… 7億1,676万円
施設(種豚舎、分娩舎、離乳舎、ふん尿処理)整備を支援
- 農道整備の推進…………… 1億1,351万円
- 経営体育成基盤整備…………… 3,360万円
農地の汎用化・集団化による水田の再基盤整備を支援(府馬地区)
- 市民農園の利用促進…………… 693万円
- 中小企業への資金融資…………… 1億5,573万円
- 既存商店街の活性化…………… 3,450万円
地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行を支援
- 観光情報発信の推進…………… 840万円
佐原駅内の観光交流センターへ電子看板システムを設置

生活・環境の向上

- 電波遮へい対策事業…………… 1億 240万円
地上デジタル放送の難視施設(辺地共聴施設)の整備費を補助
- 橋ふれあい公園整備事業…………… 3,432万円
公園拡張のための基礎調査を実施し憩いの森展望台を改築
- 防災行政無線システムの統合…………… 1億 49万円

健康・福祉の充実

- 乳幼児医療対策の充実…………… 1億 276万円
- 子育て支援費支給事業の実施…………… 1,176万円
- 児童手当支給事業…………… 8,826万円
児童手当を支給し生活の安定・児童の健全な育成を図る(2カ月分)
- 子ども手当支給事業…………… 12億 987万円
中学校修了までの児童に1人当たり月1万3千円(児童手当と合せて)を支給(10カ月分)
- 放課後児童クラブの充実…………… 2,386万円
新島地区に放課後児童クラブ施設を整備
- 妊婦・乳児保健事業の推進…………… 5,291万円

教育・文化の推進

- (仮称)香取市小見川市民センター整備…………… 5,154万円
センター施設整備の基本設計に基づく実施設計を委託
- ゆめ半島千葉国体の開催…………… 2億5,267万円
香取市内ではハンドボール・ボート・カヌー競技を開催
- 学校給食センター統合整備事業…………… 1億1,937万円

都市基盤の整備

- 広域交流拠点整備事業…………… 8,602万円
維持管理・運営へのモニタリングを実施
- 佐原駅周辺整備事業…………… 3億6,550万円
駅舎・観光交流センターの整備工事を委託

市民参画・行政の取り組み

- 地域振興事業補助…………… 480万円
市民の創意工夫による地域の特性を活かした特色あるまちづくり活動を行う団体を対象に活動経費を補助
- 市民協働まちづくり事業…………… 172万円
地域の中で安心して地域活動を行うためのセーフティネットを整備し、地域ぐるみ活動を推進

変わります 国民健康保険税の減額制度

地方税法施行令などの改正により、平成22年度分からの国民健康保険税の減額制度が変わりました。

市では、7月に発送する今年度の納税通知書から変わります。

失業した人の国保税を軽減
社会保険に加入していた人が会社を辞めた場合、原則国民健康保険に加入します。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決定しますので、現在収入が無くても賦課される税額は大きくなります。こうした中、会社の都合などで失業した人の税負担を抑えるため、国民健康保険税を軽減します。

必要書類 雇用保険受給資格者証(職業安定所で交付)
軽減割合の変更
世帯内で国民健康保険に加入している人の所得金額が、一定基準以下の場合、昨年度まで被保険者均等割額と世帯別平等割額の6割、または4割を軽減していましたが、6割を7割へ、4割を5割へ軽減割合を引き上げ、新たに2割軽減を

対象 平成21年3月31日以降に解雇および労働契約が更新されず失業した65歳未満の人

創設します。
社会保険の被扶養者であった人の減免期間延長
社会保険などに加入する本人が、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移ることで、社会保険の扶養をはずれ、新たに国民健康保険に加入することになる65歳以上の(以下、旧被扶養者)の国民健康保険税を2年間に減免期間を延長します。

軽減期間 失業した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに失業した人は、平成22年度の国民健康保険税に限り軽減

軽減内容 所得割額を算定する際、失業した人の前年の給与所得を30/100として算定

減免内容 所得割額を算定する際、失業した人の前年の給与所得を30/100として算定

延長後の減免期間 後期高齢者医療制度が廃止になるまで

減免内容
①旧被扶養者にかかる所得割額、資産割額は賦課しない
②旧被扶養者にかかる被保険者均等割額を半額
③旧被扶養者のみで構成される世帯の世帯別平等割額を半額

問い合わせ
市民課 ☎(50)1228
市民課 ☎(50)1228
税務課 ☎(50)1242

市税の減免制度と軽自動車の車検用納税証明書

税金は納期限までに納めなければなりません。納税者が不幸にして災害を受けたり、退職や病気、事業不振などで納期内の納付が困難と認められる場合には、納める時期を遅らせた後、分割して納付する方法もあります。

固定資産税
▼貧困により生活のため私の扶助を受ける人の所有する固定資産
▼公益のために直接使用する固定資産(有料で使用するものを除く)

市民税
▼新たに生活保護法の規定による保護を受ける人
▼当該年度に所得が皆無となったため生活が著しく困難となった人、またはこれに準ずると認められる人
▼学生・生徒

軽自動車税
▼公益のため直接専用するものと認める軽自動車など

問い合わせ
市民課 ☎(50)1242
市民課 ☎(50)1242
税務課 ☎(50)1242

▼身体障害者、精神障害者が所有する軽自動車などが身体障害者用改造車など

軽自動車の継続審査(車検)用納税証明書
5月中旬に送付する納付書で納めた人は、納付書に納税証明書(継続検査用)が添付されています。

口座振替利用の人は、5月31日(月)が振替日のため、6月中旬にはがき様式の「納税証明書(継続検査用)」を送付します。

ただし、振替日直後に市役所窓口で納税証明書(継続検査用)を申請される場合は、金融機関から市への納付連絡に10日程度かかるため、納付を証明できる書類(振替が記載された通帳など)を持参ください。

問い合わせ
市民課 ☎(50)1242
市民課 ☎(50)1242
税務課 ☎(50)1242

問い合わせ
市民課 ☎(75)2112
市民課 ☎(78)2115
市民課 ☎(82)1113

自動車税は納期限内に

自動車税の納期限は、5月31日(月)です。
5月上旬に納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関などで納付してください。

また、コンビニエンスストア(一部を除く)でも納付できます。
問い合わせ
自動車税事務所 ☎043(243)2721
香取県税事務所 ☎(54)1314

大雨などの気象警報を市町村ごとに発表

現在、銚子気象台では、大雨警報などの気象警報・注意報を、千葉県内を7区域に分けて発表しています。警戒が必要な地域をよりわかりやすくするために、「香取市に対して大雨警報を発表」など、個別の市町村を対象に発表します。これにより、香取市が警戒の対象となることがわかりやすくなり、大雨警報を発表する際には、「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」のように、特に警戒が必要な災害を、警報名に併せてお知らせします。

なお、テレビやラジオなどでは、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でよりわかりやすく伝えるために、これまでどおりの表現で発表される場合があります。

発表変更の問い合わせ
銚子気象台防災業務課 ☎0479(23)7705
http://www.jma-net.go.jp/choshi/
問い合わせ go.jp/choshi/